

沼田市簡易専用水道の手引き

沼田市役所 市民部環境課

<問い合わせ先>

沼田市役所 市民部環境課環境係

〒378-8501

群馬県沼田市下之町 888

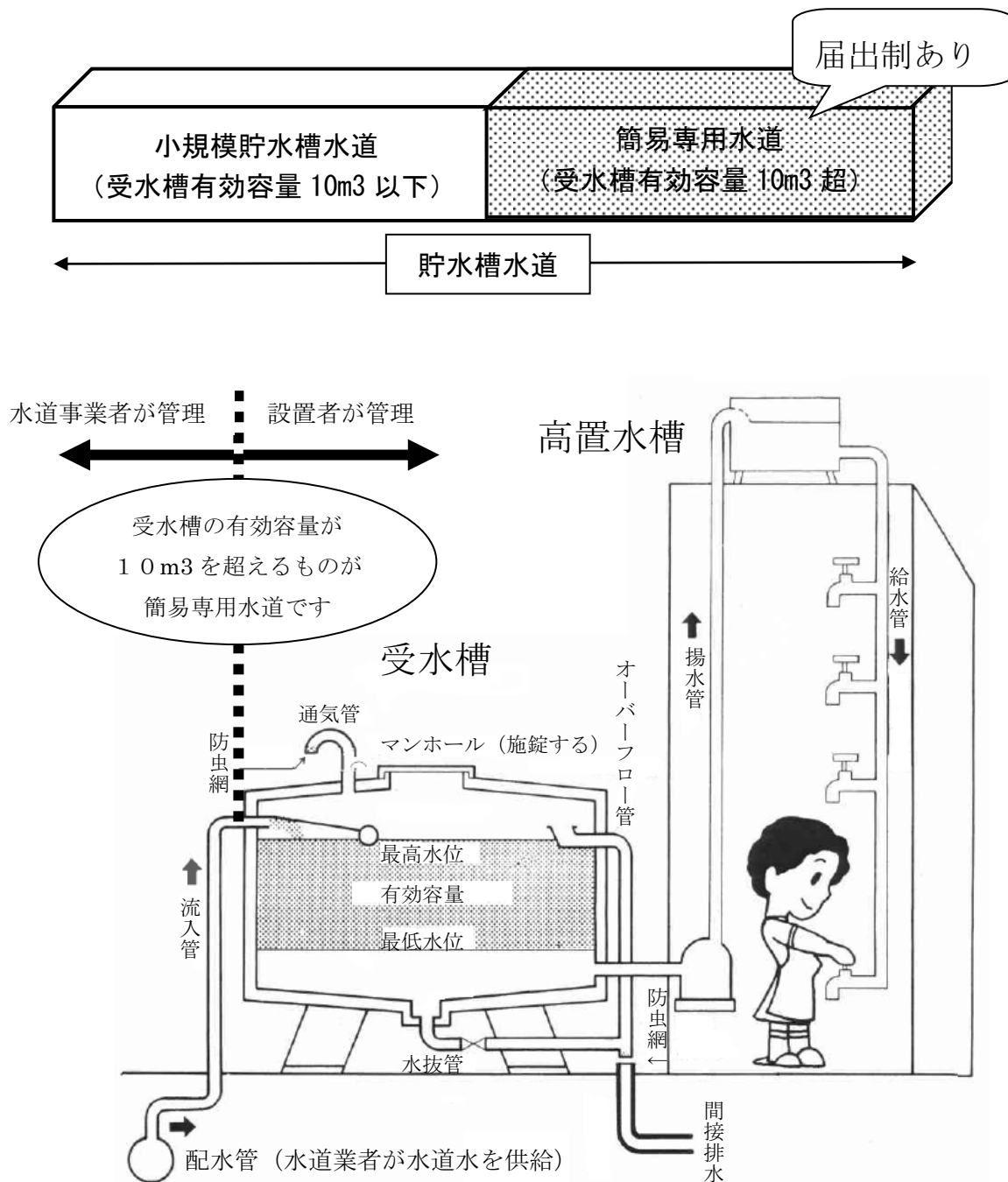
電 話 0278-23-2111 (内線 3072)

F A X 0278-20-1501

令和元年10月改訂

I 簡易専用水道とは

県や市町村などの水道から供給される水だけを水源として、マンションや病院、事業所等において、その水をいったん受水槽に溜めてから給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。



※ 有効容量：受水槽における最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用することができる容量(給水管等で接続された受水槽が2つ以上ある場合はその合計容量)をいいます。

Ⅱ 設置者の義務

簡易専用水道の設置者は、各種届出・報告が必要になります。以下の内容をよく確認し、手続き漏れのないようにご注意ください。

1 市への届出

簡易専用水道の設置者は、以下の届出が必要になります。

届出事項	提出書類
簡易専用水道を設置したとき	簡易専用水道設置届（様式第1号） 建物の概略図及び給水系統の概略図
届け出た事項に変更が生じたとき	簡易専用水道変更届（様式第2号）
簡易専用水道を休止または廃止したとき	簡易専用水道廃止届（様式第3号）

2 厚生労働大臣の登録を受けた者による検査の受検

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた者（簡易専用水道の検査機関）（以下「検査機関」という。）に依頼して、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けなければなりません。検査を怠った設置者は、市の指導を受けるばかりでなく、罰則が適用されることもありますので、ご注意ください。

また、検査機関から衛生上問題のある旨の指摘を受けた場合は、設置者自らが市に報告するか、その検査機関に報告の代行を依頼してください。

■水道法（抜粋）

（簡易専用水道）

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

■検査機関が実施する検査の内容

<一般の施設>

①水槽等の概観検査

貯水槽（受水槽・高置水槽等）の点検や、その周辺の状況についての検査を実施します。

②水質検査

給水栓（蛇口）における水の臭気、味、色度、濁度及び残留塩素の有無についての検査を実施します。

③書類検査

設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査を実施します。

<建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）が適用される施設>

検査機関の検査を「書類検査」とすることができます。「書類検査」を受ける場合は、設置者は、検査機関の指定する必要書類を揃え検査の依頼をしてください。

※ 検査機関については、以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

簡易専用水道検査機関

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a03.html>

3 維持管理

簡易専用水道の設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め責任の所在を明確にして、以下の点について衛生管理を行ってください。

(1) 貯水槽の清掃

水槽内には水が停滞し空気と接触するため、水垢が発生したり、砂・鉄さび等が水道管を経て流入し堆積したりするため、受水槽・高置水槽等の清掃は毎年1回以上、定期的に行うことで水槽を清潔な状態に保ってください。

※ 清掃は、特殊な器具類が必要なうえ衛生的で安全な方法によることや、水槽の壁面の掃除や内部の消毒に伴う酸欠等危険を伴うこともあります。そのため、専門的な知識、技能を有する専門業者（建築物衛生法に規定された建築物飲料水貯水槽清掃業者）を活用することが望ましいとされています。

(2) 貯水槽の点検等

水槽の亀裂やマンホールの不備等は、汚水の流入や異物混入の原因となるため、水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときは速やかに補修・改善を行ってください。
また、地震、凍結、大雨等の事態が発生したときも、速やかに点検してください。

(3) 水質の確認

給水栓（蛇口）の水については、安全で衛生的な飲料水を供給するために施設の適切な管理が実施される必要があります。しかし、管理の不備や構造的な欠陥がある場合、配水管の腐食等が進行することによって、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。

そのため、日常的に水の外観に注意を払い、異常を感じたときは、すみやかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善するようにしてください。

■簡易専用水道の設置者は、次の水質検査を実施してください。

ア) 水の状態を観察（毎日）

水の状態を確認するために、透明なガラスコップに給水栓（蛇口）から水道水をくみ、水の色、濁り、味を確認してください。

イ) 残留塩素の測定 (週 1 回)

法的な義務はありませんが、専用の測定器により残留塩素の測定を行うことが望ましいです。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下したりした場合は、水が汚染されている場合があります。水の状態に異常があった場合は、市に相談してください。

※ なお、簡易専用水道により受水する水は、水道事業者から供給される水のみであることから、状況により水道局への相談が適切である場合があります。

ウ) 水道水質基準についての水質検査 (年 1 回)

法的な義務はありませんが、年 1 回は水質検査を行い、水の安全を確認することが望ましいです。

■水質検査項目 9 項目 (推奨)

一般最近、大腸菌、塩化物イオン、有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度

(4) 書類の整理

次のような書類を整備し、保管・管理してください。関係書類を保管しておくことで、施設の改修や更新をする際に役に立ちます。

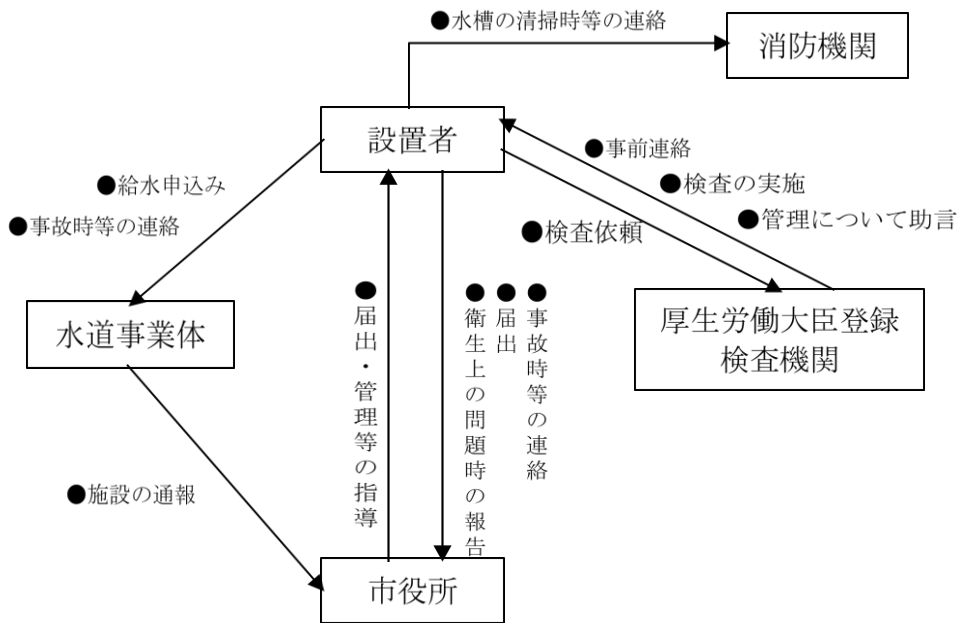
- 整備の配置、系統を明らかにした図面
- 貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- 水槽の清掃の記録 (貯水槽清掃業者からの報告書等)
- 簡易専用水道の年 1 回以上の検査機関による検査の受験結果を明らかにする書類 (検査機関からの報告書等)
- 管理の点検記録 (あることが望ましい)

Ⅲ 緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、すみやかに次のような措置をとってください。

- 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市等へ連絡し指導に従うこと。
- 給水停止中は、水道直結の給水栓（蛇口）等を利用して飲料水を確保すること。
（直結栓がないときは、市等へ相談し応急給水を依頼すること。）
- 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開に向けて市等の指導に従うこと。

《簡易専用水道の取扱のしくみ》



Ⅳ 災害時対策

簡易専用水道は、本来の役割に加えて、災害時など緊急時に水を供給する場合に大きな役割を果たします。災害時における活用の注意点を記しますので、参考にしてください。

- ① 簡易専用水道の水を使用するときは、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の給水栓（蛇口）から採水しましょう。貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、ホース等の汚れにより飲用に利用できなくなります。
- ② 高置水槽の水は、停電時でも活用できます。施設の屋上等高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、災害発生時に施設内の水栓が開いたままですと、水槽内の水はすぐなくなってしまいます。特に洗濯機に接続しているホースが外れて漏水していないことを確認する必要があります。
- ③ 使用前には、色、臭い、味、濁りを調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。水槽の水を採ったら、まず、色、臭い、味、濁りに問題のないことを確認してください。残留塩素測定機を持っている場合は、残留塩素濃度が0.1mg/L以上あることも確認してください。

V 市の指導

市では、簡易専用水道の管理の適正を図るため、次のような業務を担当します。

① 届出の指導

簡易専用水道の正確な実態を把握するため、水道局から受水槽を有する施設の所在状況に関する情報を受け、状況に応じて設置者に届出を指導する場合があります。

② 立入検査・改善指導

管理状況検査の結果、衛生上問題があるとし、検査機関からの助言により設置者から報告があった場合は、必要に応じて担当職員が立入検査等を行い、帳簿・水質・施設の検査をし、必要な改善措置をとるよう指導する場合があります。

③ 給水停止命令（要領第7第6号）

設置者が指示事項に従わず、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を阻害するおそれのあるときは、改善が確認されるまでの間給水の停止を命令することがあります。

VI 簡易専用水道の点検項目

検査機関の検査における点検項目は以下のとおりです。

1 水槽の周囲の状態

1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されているか。

- ・点検等の保守管理が容易かつ安全に行うことができるか。
- ・点検用はしごは正常か（破損、老朽化していないか）。
- ・六面（水槽の上・下・左・右・前・後）点検が可能か。
- ・水槽の架台は腐食していないか。

2) 清潔で整理整頓され、ごみ、汚物等が置かれていないか。

- ・樹木や雑草が茂っていないか。

3) 水槽周辺の排水が良好で、たまり水、ゆう水等がないか。

- ・上部を排水管等が通っていないか。

※ 関係者以外の方が容易に水槽に近づけないよう、水槽周辺にフェンスを張るのが望ましい。

2 受水槽本体の状態

1) 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか。

2) 材質の劣化や地盤沈下等による本体の変形がないか。

3) 破損、亀裂、漏水箇所がないか。

4) 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないか。

5) 水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されているか。

3 受水槽上部の状態

1) 水槽上部は水たまりができない状態であるか（水槽が古くなると接合部のパッキンが劣化し、

水槽内に水が侵入する)。

- ・ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないか（通気管からほこりを槽内に吸込む恐れがある）。
- 2) 水槽のふたの直接上部に他の設備機器等が置かれていないか。
- 3) 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないか（油類・毒劇物等の保管場所、污水管、駐車場等）。

4 受水槽内部の状態

- 1) 汚泥、赤さび等の沈積物が異常にないか。
 - ・水面や水中に異物等がないか。
- 2) 槽内壁や内部構造物の汚れや塗装、パッキン材等の剥離がないか。
 - ・内部の金具等は腐食していないか。
- 3) 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないか（藻類が発生する恐れがある）。
- 4) 当該施設以外の配管設備が設置されていないか（床排水管、消火用配管等）。
- 5) 使用していない配管や電極がないか。
- 6) 受水口と揚水口が近接していないか（受水槽内での滞留水が生じる恐れがある）。

5 マンホールの状態

- 1) ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らない構造か（パッキンがあり、施錠をした状態がたつきはないか）。
- 2) パッキンの劣化がないか（劣化すると、枠との間にすき間ができ、埃や虫が侵入する）。
- 3) マンホールに亀裂がないか。
- 4) 施錠してあり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない構造か（錠の破損、錆び付きにも注意）。
- 5) マンホール面は、槽上面から衛生上有効に（10cm以上）立ち上がっているか（立ち上がりがないと、水槽内に汚水が侵入する恐れがある）
- 6) マンホール枠にたまり水がないか。

6 オーバーフロー管の状態

- 1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあるか。
- 2) 管端部の防虫網が確認でき正常であるか。目詰まりが無いか。
 - ・網目の大きさは小動物の侵入を防ぐのに十分なものであるか（2mm目以下）。
- 3) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であるか。
- 4) 当該施設以外の配管設備が接続されていないか（床排水管等）。
- 5) 接合部や配管に亀裂がないか。

7 通気管の状態

- 1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあるか。
- 2) 管端部の防虫網が確認でき正常であるか。目詰まりがないか。

- ・網目の大きさは小動物の侵入を防ぐのに十分なものであるか（2 mm目以下）。
- 3) 通気管として十分な有効断面積を有するものであるか。
- 4) 接合部や配管に亀裂がないか。

8 水抜き管の状態

- 1) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であるか
- 2) 漏水していないか
- 3) 管端部を容易に確認することができるか。
- 4) バルブ等の操作は容易かつ安全に行うことができるか。

Ⅶ 関係法令

沼田市簡易専用水道衛生対策要領

(目的)

第1 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項の簡易専用水道（国の施設に設置されたものを除く。）の管理の適正化を図るために設置者及び市が実施すべき事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この要領の用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 受水槽 法第3条第2項の水道事業の水道から供給される水道水を直接受けるために設けられた水槽をいう。
- (2) 高置水槽 受水槽又は中継水槽（高層建築物等で直接高置水槽へ揚水できない場合に、途中に設けて中継する水槽をいう。）から揚水ポンプによって建物の屋上等の高層で水道水を受け、下層へ供給する水槽をいう。増圧ポンプ等により直接屋上等に設置した水槽に水道水を受ける場合はこれを受水槽とする。
- (3) 有効容量 受水槽における最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用することができる容量（給水管等で接続された受水槽が2つ以上ある場合はその合計容量）をいう。
- (4) 貯水槽水道 水道事業の水道又は専用水道以外の水道で、水道事業から供給される水道水のみを受水槽を経由して給水する水道。受水槽の容量により簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。ただし、消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであった、全く飲用に供されることのないものは除く。
- (5) 設置者等 簡易専用水道設置者（以下「設置者」という。）又は設置者から管理業務を依頼された管理者をいう。

(届出)

第3 設置者は、次の事項について各様式により市長に速やかに届け出ること。

- 1 簡易専用水道を設置したとき（様式第1号）。
- 2 第1項の届出事項の内容に変更が生じたとき（様式第2号）。
- 3 簡易専用水道を休止又は廃止したとき（様式第3号）。

(管理者)

第4 設置者は、自ら当該給水設備の維持管理を行うことができないときは、当該給水設備を適切に管理するため、管理者を定めること。

(管理基準)

第5 設置者等は、簡易専用水道に係る管理及び検査について次の基準に従い、管理すること。

(1) 当該簡易専用水道の管理について毎年1回以上定期的に法第34条の2第2項の規定による厚生労働大臣の登録を受けたもの(以下「登録検査機関」という。)の検査(以下「法定検査」という。)を受けること。

(2) 水槽の汚染防止措置は、次のとおりとする。

ア 水槽の通気管及び通気笠カバーが容易に取り外せないものであること。

イ 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないよう定期的に点検を行い、欠陥を発見したときには速やかに改善の措置を講ずること。

ウ その他、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

(3) 法定検査の結果、水の供給について衛生上の問題があるとして次のいずれかに該当すると認められたときは、速やかに対策を講ずるとともに、直ちに市長にその旨を報告すること。ただし、当該報告は、登録検査機関へ代行報告を依頼することができる。

ア 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがあるとき。

イ 水槽内に動物等の死骸があるとき。

ウ 給水栓における水質の検査において、異常が認められるとき。

エ 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがあるとき。

オ マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがあるとき。

カ その他登録検査機関が水の供給について特に衛生上問題があると認めるとき。

2 水槽の掃除

(1) 毎年1回以上、定期に行うこと。

(2) 水槽の掃除については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2第1項第5号に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた業者を活用することが望ましい。

3 給水栓の水質検査

(1) 水の安全性を確保するため、給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観に関する検査については1日1回以上、残留塩素の有無に関する検査については7日以内ごとに1回以上検査を行うよう努め、結果については帳簿を作成し保存すること。

(2) (1)の給水栓における残留塩素の有無に関する検査については、遊離残留塩素濃度は0.1mg/L(結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/L)以上保持すること。

4 水質異常時の措置

(1) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観又は残留塩素が検出されない等、異常を認めたときは、次に掲げる措置を行うこと。

ア 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必

要な項目について検査を行うこと。

イ 水質の異常が給水設備に起因すると認めるときは、設置者等は直ちに対策を講ずるとともに、設備の改善を行うこと。

- (2) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずるとともに、市長に報告すること。

5 書類の作成・保管

次に掲げる書類を整理し、備えておくこと。なお、(3)から(6)までの記録については、掃除、検査及び点検を行った日から起算して5年間保存すること。

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (3) 水槽の掃除の記録
- (4) 法定検査結果
- (5) 給水栓における水質検査結果
- (6) その他の管理についての記録(各種点検記録等)

6 建築物衛生法の適用がある簡易専用水道にあつては、1から5までの規定にかかわらず、建築物衛生法の規定に基づき管理、検査並びに書類の作成及び保管を行うこと。

(市の事務)

第6 簡易専用水道に関する主な事務は、次のとおりとする。

- (1) 設置者等が提出した届出を受理するときは、設置者等に対し、必要に応じ、第5管理基準に従い衛生指導を行う。
- (2) 施設の設置状況を把握するため、簡易専用水道台帳(以下「台帳」という。)を作成し、適宜必要な加除を行う。
- (3) 市長は、簡易専用水道が存在しなくなったにもかかわらず、設置者の所在不明等により廃止の届出がなされていないときは、施設状況を確認後、当該施設を台帳から削除することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第7 報告の徴収及び立入検査は、次のとおりとする。

- (1) 市長は、定期的な報告が必要であると認める施設の定期の水質検査結果等について、毎月その写しの送付を受けるものとする。
- (2) 市長は、管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者等に対し必要な報告を徴し、又は簡易専用水道施設若しくは設置者等の事務所に立ち入り、帳簿書類を検査し、必要な指導を行うこと。
- (3) 市長は、法定検査の結果、登録検査機関又は設置者等から不適の報告を受けたときは、速やかに立入検査等を行い、改善の指導を行うこと。
- (4) 立入検査を行うときは、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (5) 立入検査は、別に定める「沼田市水道法等に基づく立入検査要領」に基づき実施することとする。
- (6) 市長は、設置者等が指示事項に従わず、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を阻害すると認めるときは、法第37条の規定により、指示に係る事項を履行され市長がこれを確認するまでの間、当該簡易専用水道による給水の停止を命ずることができる。

(水道事業者との連携)

第8 市長は、沼田市水道事業管理者との連絡調整を行い、管理水準の向上を図る措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

水道法（抜粋） (注)以下の抜粋は、水道法第48条の2第1項の規定により「都道府県知事」を「市長」と読み替えたものとなります。

(用語の定義)

第3条

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第34条の3 前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(改善の指示等)

第36条

3 市長は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、市長は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条

3 市長は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道

の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前3項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(9) 第37条の規定による給水停止命令に違反した者

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(8) 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(3) 第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

水道法施行令（抜粋）

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

水道法施行規則（抜粋）

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水槽の掃除を毎年1回以上、定期的に、行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。